

規範の「底抜け」と性的政治の場の再編

—— 2000年代後半における在阪性的少数者団体の軌跡から ——

戸 梶 民 夫

I はじめに

(1) 目的と意義

90年代に可視化した日本の性的少数者運動において、その政治の重要な核となっていたのが、日常的に性に関して個々人が被る抑圧感を深く共有し、被差別者アイデンティティの立ち上げへと結び付けていくアイデンティティの政治であった。そして、こうした抑圧感の共有は、「ジェンダー規範」や「異性愛主義」のような規範が、同性同士の性愛関係をもったり生まれ持った性別を移行する人々に同じようなプレッシャーを与えることが前提になっていた。しかし現在では、そうした性に関する統一規範を前提とすることが難しくなると共に、統一規範を前提として共有を行う試み自体に対する「しんどさ」や「忌避感」が草の根レベルに広がってきているように思われる。そして、そうした事態を、宮台真司の言葉で「社会の「底が抜けて」いること」の自覚の広がり（宮台 2009:6）、と名指すこともできるように思われる。

他方、性的マイノリティのコミュニティにおいてこうした統一規範の「底抜け」に関する自覚が現れてくることは、性の政治の場面に新しい「正義」のフレームが介入してくる事態と並行しているように思われる。90年代以降長らく日本のゲイシーンを牽引してきた伏見憲明は、2007年の『欲望問題』において、自らも携わってきた反差別運動に還元できない「正義」の在り方について、次のように語っている。

「そもそも反差別運動というのは、社会の中に自分たちを排除したり低い位置に置く力が働いている、そのことに対する「痛み」がある時点で沸点を達して起こるものです。…それに対して、「痛み」の訴えだけではそれは「正義」にはならない、「正義」かどうかは、その訴えが当事者ばかりでなく社会の中で議論された結果、事後的に決定される、と言われたわけですから、それまでの自分たちの主張そのものの根幹が問われることになります」（伏見 2007:50）。

ウィル・キムリッカは、自由主義の伝統の中でマイノリティの権利が「本質的に反自由主義であると考えた自由主義者は、ごく最近までは、たとえ存在したとしてもわずかでしかなかった」と述べている (Kymlicka 1995=1998:100)。そしてキムリッカは、現代の多くの自由主義者は、マイノリティの権利が自由主義の諸原理と本質的に矛盾するという信念をいだくことになったと続け、こうした反差別運動と自由主義の関係が逆転し従来とは違う形で再編されてきている現状を指摘している。自らの反差別運動の経歴への伏見の問い直しは、このリベラルな「正義」と反差別運動の関係性の逆転という事態が、性的マイノリティの政治に浸透してきていることをしめす一つの兆候であるといえるだろう。

このように、規範の「底抜け」への自覚と、新たな「正義」のフレームの介入によって、性的政治の場は、一見すると、性に関する抑圧を共有していく過程に重心を置かなくなってきたように見える。例えばそれは、そもそも被差別者としてのアイデンティティや抑圧経験の共有を批判的に見ながら繋がるようにみえる若い人々の関係に表れているかもしれない。また、一方的に異常や逸脱という意味を押し付けられてきた歴史から性的政治において避けられたり慎重に扱われる傾向があった支援者や専門家との関わり方が、逆に重視されてきつつある現状に表れているかもしれない。伏見自身も、こうした共有を媒介とするセクシュアリティの政治に関する諸念を表明していたりする⁽¹⁾。

しかし、たとえセクシュアリティに関する抑圧感を、統一規範からの圧力として共有することが難しくなっていくとしても、日常生活の中でセクシュアリティの規制が私化されるべきということにはならないだろう。今でも職場や家族に自らのセクシュアリティを開示しない人が多いという現状は、日常的なセクシュアリティの社会的規制が無視しえないものであることを示している。重要なのは、統一規範によるものとして抑圧を共有していくことのハードルが高まることと、日常生活におけるセクシュアリティ規制が私化の対象であるとみなすことは同じではない、ということである。そしてそれゆえに、たとえ新しい「正義」のフレームの介入を無視し得ないとしても、そうしたフレームの観点から性の共有の課題を消去（私化）したり、また正義のフレーム自体への批判に運動の焦点を移行するのではなく、そこにどうやってセクシュアリティの微細な日常的規制を共有するという課題を差し込んでいくのかが、現在の性的政治の場の再編の大きな論点ではないだろうか。そして、性的政治の場が、そうした新しい「正義」のフレームに、（たとえ「底が抜けて」いたとしても）日常的な行為規制を共有していこうとする志向をいかに差し込む

(1)「が、たぶん、これから日本でゲイの社会的認知を向上させるためにより重要なのは、メディアを使った空中戦や、いわゆる反差別運動のやってきた言葉狩りとか抗議活動よりも、現場現場で社会人として認知され、評価されるゲイが増えることだろう」（伏見 2008:345）

かを論点としながら模索されているのであれば、重要なのは、性的政治の再編にこうした志向が差し込まれていく実態を、実証的分析により明らかにしていくプロセスであるだろう。

あらためて、本稿の目的と意義を明示しておきたい。本稿の目的は、「ジェンダー規範」「強制的異性愛」といった統一規範による抑圧感の共有を自明のものとして据えにくくなってきた「底抜け」の現状において、新たな「正義」のフレームの介入を通して再編されつつある性の政治の場に、日常生活のセクシュアリティ規制を共有するという課題がどのように差し込まれていくのか、その一つの試みを、ある性的マイノリティの運動団体の軌跡を通して見出すことである。こうした社会の「底抜け」の自覚が浸透しつつある現状では、(正義のフレームを前提にするにせよそれを批判するにせよ)セクシュアリティの日常的規制を共有しうる社会問題として取り上げること自体に疑念が呈されたりもする。しかし、そうした議論は、誰もが性に関する共通の抑圧を感じていると想定することが難しくなってきたとしても、しかしにもかかわらず日常的に微細なセクシュアリティ規制が存在していることと、そうした規制からくる問題を互いに共有する課題がまだ重要であることを見えないように思われる。本稿の意義は、性の政治にとって、「正義」に基づくフレームが光を当てられれば逆に見落とされてしまう、日常的なセクシュアリティ規制の共有の問題を取り上げることの重要性やその条件を明らかにしていくことに、ひとつの寄与をなすことである。

(2) 調査対象

調査対象としては、在阪性的少数者団体Aを取り上げる。この団体Aは、1994年にゲイ男性を中心とする団体として設立され、大阪にその事務所を持ち現在でも続いている。関西において活動していた三つのゲイ男性のグループの連合から生まれ、会員数も一時期100名以上を抱えており、90年代において関西では最も大きな性的差別を扱う団体であった。

A団体は設立当初は、「ゲイ・アイデンティティ」を重視するゲイ男性が多く集まる団体であり、同性愛者の問題に関する複数の活動を行っていた。その活動を大きく三つに分けると次のようになる。一つは運動抗議活動であり、それは、同性愛者に関する差別的処遇や偏ったメディア情報に対して行われる抗議活動、啓発を目的とする講演会やイベントの開催といった活動が含まれる。二つ目は自助交流活動であり、ゲームやハイキング、合宿といった形で、会員同士の交流により参加者のエンパワーメントを図ることを目的とした活動が含まれる。さらに三つ目は出版活動である。そこには、会の活動報告や月間ス

ケジュール、さらに会員の連載や投稿等で成り立つ、10～30Pのボリュームがある会報誌の毎月の発行や、さらに「リベレーション」「服装」「友人」「ジェンダー」といった個別的なテーマを掲げ半年に一回の頻度で出版される定期刊行物の発行などが含まれる。

A団体は会員制を取っており、そこでは、会費を払って会のイベントやミーティングに参加し活動できる正会員や学生・中高生会員と、趣旨に賛同し金銭的な面を含めて支援する会員、さらに会報誌等の発刊物を購読するだけの会員に別れる。また会員でなくても、それぞれのイベントや企画に参加費のみを払って参加することもできる。さらに会の運営を中心に担う運営委員という立場もある。そして事務所の維持を含めた会運営は、主に会員となった人たちが定期的に払う会費とイベントなどでの参加費や出版物の売り上げ、さらにカンパといった収入により賄われている。

こうした特徴を持つA団体は、1994年の発足以来、「ゲイ・アイデンティティ」を必ずしも強くもたない人々やトランスジェンダーといった複数の性的マイノリティの存在が会内に徐々に可視化することと並行して、抑圧感の共有というプロセスも含めその組織のあり方を次第に変えていく。しかし本稿では、こうしたA団体の歴史的变化そのものを論じることにはしない。むしろ本稿では、A団体において、規範の「底抜け」に関係していると思われる、ある一つの運動方針の修正に焦点を当てる。それは、「マイノリティの中のマイノリティを包摂していくこと」という、A団体の内／外を区分する「境界」を開放していく運動方針が、2000年代後半において問い直されていく経過である。また、こうした従来までの指針が相対化されると共に「正義」のフレームが新たに参照されていくことになるが、その再編のなかで、改めて性に関する微細な日常的圧力の共有という課題が差し込まれていくその過程を読み取ってみたい。

分析手法は、2002～9年までの8年間の参与観察によって得られた知見を参照し、さらにA団体の会報のドキュメント分析を採用する。会報の引用に際して、2000年1月号10ページの記事を引用した場合、引用箇所の末尾に、(200001:10)と記載する。さらにA団体が発行する会報以外の定期刊行物や資料集の場合では、2000年発行の第14号定期刊行物、10ページの記事を引用した時には(定14号2000:10)と、2000年発行の資料集第2号、10ページの記事を引用した時には(資2号2000:10)と記載する。

II 分析枠組

前記したように、本稿では、A団体の内／外という空間的な「境界」の画定を巡る議論が中心となる。それゆえ分析の前に、日常的な行為規制と「正義」のフレームが切り結ぶ

この「境界」の位置を簡潔に整理しておきたい。ここでは、この「境界」の位置を明らかにするための分析枠組として、ジュディス・バトラーの「倫理的転回 ethical turn」後の存在論的境界づけに関する議論を参照する。

バトラーは、2003年に出版された『自分自身を説明すること』(Butler 2003=2008)において、90年代における自身のパフォーマンス性論に対する自己批判を、ニーチェの主体形成論を批判することを通じて行っている。バトラーによれば、ニーチェは主体形成を理論化するにあたり「処罰モデル」を採用している。それは、自然状態において本源的な攻撃性を持っている人間が、その攻撃性を処罰されることを通じて、自らのうちに規範や道徳を内面化し、そうした内面化された規範や道徳に承認される自我を獲得していく、という処罰を媒介とした主体形成モデルを意味している。このニーチェの処罰モデルの重要性は、90年代のバトラーにおいては疑いえないものであった。

しかし、バトラーはこのニーチェの主体形成論を、「倫理的転回」の後に明確に批判するようになる(Butler 2003=2008:29)。それは、こうした「処罰モデル」に依る主体形成の理解とそれを前提とした抵抗の政治が、そうした処罰する規範や道徳を内面化する反復のプロセスをいかに攪乱するかに焦点を当てることになるがために、その内面化のプロセス以前に、生存の苦悩や侵害を巡る政治の場が存在していることを看過していることにあった(Butler 2003=2008:26)。この時、バトラーは、内面化された規範や道徳を媒介とした認識論的な主体構築とその攪乱実践だけに焦点を当てることから離れて、生存や身体の存在論的な境界画定を巡る政治の重要性を取り上げ直しているのである。

こうした自己の内／外を区分する存在論的な空間的「境界」こそが、「正義」のフレームと、日常的な行為規制が交差する場であるといえるだろう。しかし倫理的転回後のバトラーの課題は、こうした空間的な「境界」を法制度を媒介として引かれる「生きられる生／生き難い生」の区分(Butler 2004=2007)や、倫理性を媒介として引かれる「自己／他者」関係の区分(Butler 2003=2007)として見なすことで、(そうした区分を認めるにせよ批判するにせよ)その境界画定の問題を「正義」のフレームに固有の政治や問題設定へと一律に還元していく流れに対して、改めてそこに社会的規範を介した境界画定の可能性を差し込んでいくことにあると思われる。こうしたバトラーの問題意識は、本稿の分析でも共有されている。

なお分析に移る前に、本稿で焦点を当てる「マイノリティ中のマイノリティを包摂する」という運動方針が、その団体の「境界画定」が規範を引用する解釈実践によって引かれていると想定されることに強く関係している方針であることを説明しておきたい。例えばバトラーのように「女性」というセックスや「女性／非女性」の境界画定が解釈実践を通じ

で再生産されていると理解するならば、そこでは個々人の解釈実践がそのセックスや境界を
 ずらすポテンシャルを持っていることになる。もしかりに境界が、物質的本質や外在的な
 制度によって一方的に決定されているのであれば、そこで個々人が自身の境界画定に関す
 る前提を問い直して開き続ける責任を課せられることはない。しかし、個々人の解釈実践
 がそうした境界の固定化や自然化を再生産しているのであれば、その境界により排除され
 たさらなるマイノリティの「痛み」に応答し境界を開いていくことは、否定することが難
 しい個々人の責任となるだろう。「マイノリティ中のマイノリティを包摂する」ことが、
 マジョリティへのマイノリティや個人の包摂を求める運動団体において、簡単には否定で
 きにくい正しさとなっているのは、こうした理由から説明される。そして以下見ていくこ
 とは、この批判しにくい「マイノリティ中のマイノリティの包摂」という方針が、時期を
 下るについて A 団体の中で修正や相対化の対象となるその経過である。

Ⅲ 1994 年から 2005 年——よりマイノリティへと向かい合う姿勢について——

ここでは、1994 年の発足から 2005 年間の A 団体が「マイノリティ中のマイノリティ」
 に向かい合う姿勢に言及しておきたい。そして強引な整理である事を断った上で、その時
 期を二期に区分する。一つは、1994 年から 2001 年春までで、総じて A 団体が「ゲイ男性」
 のための団体であると位置づけられている時期である。もう一つは、2001 年春から 05 年
 までで、総じて A 団体が「性的少数者」のための団体であると位置づけられている時期で
 ある。しかし、この両時期を通して、A 団体には、「マイノリティ中のマイノリティ」を
 会内に受け入れていくことを批判しにくい前提として保持する、といった共通の姿勢がみ
 られるように思われる。

(1) 1994 年から 2001 年——二つのマイノリティの受容プロセス——

この時期における「ゲイ男性」の団体としての A 団体が「マイノリティ中のマイノリティ」
 に対して持つ意見や対応をみるために、本項では二つのカテゴリーの受容のプロセスに焦
 点を当ててみたい。その一つは「ゲイの障害者」であり、もう一つは「トランスジェンダー」
 である。

まず A 団体設立当初の時期の会報を見ると、A 団体が「ゲイ・アイデンティティ」を重
 視する人々の団体として位置づけられていることが分かる⁽²⁾。当時の会報の末頁には常

⁽²⁾ ちなみに、A 団体において「ゲイ・アイデンティティ」は二つの形式で表現されていたように思

に、次のような文章が記載されていた。「A 団体は、社会に対してゲイの存在をアピールし、差別や偏見を解消すること、孤立しているゲイに対して情報を提供してゲイ相互間のネットワークを積極的に行うことを目的にしています」。またその目的に対応するように、設立直後 1994～95 年の A 団体の会報は、そのほとんどの活動報告や批評が、ゲイ男性や同性愛者向けのものとして記述されている。

しかし、こうしたゲイ男性向けの活動報告や記事が圧倒的に多数を占めている時期であっても、そこに単純に含められない立場からの批評や活動報告も見られる。「障害者のゲイ」に関するものもその一つである。発足直後の 1994 年 6 月会報にすでに障害を持つゲイ男性の合宿参加レポートが載せられている (199406:5)。同年 7 月の会報には、運営会議の報告において、障害者がサークルにコンタクトを求めてきたとき手助けをして欲しい、イベントでのトイレの問題に配慮して欲しい、といった要請があることが記載されている (199407:4)。さらに、同年 10 月には障害者のゲイ男性が連載コラムを担当し、障害をもつゲイ男性の立場から会内に理解をすすめる記事を掲載するようになる。そして 1995 年 4 月には、障害をもつ人々が集まるための障害者のランチが会内に発足することが報告されている。このように A 団体においては発足直後から「障害者のゲイ男性」がその存在を明らかにしてきているように思われる。

ただ、会報からは「障害者のゲイ男性」の受容に対して異論も存在していたことが読みとれる。1995 年 5 月の会報には、A 団体で設置した目安箱に、障害者のゲイ男性を受け入れることへの批判が会員から投書されたことが報告されている (199505:10)。その投書では「障害者だからと甘やかすのも考え物である」「[A 団体は] あくまでもゲイのサークルであって障害者プロジェクトのサークルではないと思う」といった記載が為され、障害者のゲイ男性の立場を会内で認めることへの抵抗感が存在したことが伺える。

しかしこうした会内の異論に対しては、A 団体は明確に反論を行っている。この投書に対して A 団体は、設置されたばかりの「障害者ランチ」だけでなく、「運営会議」「編集局」も含めた三者の立場で見解を表明している。「[A 団体は] ゲイへの差別、偏見の解消を目的としているのであり、当然に、ゲイの中に多数存在する障害者のゲイへの二重の差別、偏見の解消について、その目的の一環に含むものです」(199505:12)。このように「ゲ

われる。一つは、「被差別者」である。例えば 1994 年 6 月の会報では、自分がゲイであることが周りに知られ偏見に晒される状況になった時、その偏見に対して個々人が、被差別者であることを引き受け反論を行っていくために必要な言語資源を練り上げることが目指されている (199406:1)。そして、もう一つの形式は、「オネエ」である。この時期の会報には、オネエ言葉のタイトルがつけられている記事が複数みられる (199408:3、199508:7)。また、後にはゲイ男性の中のミソジニーにも照準を当てる概念として捉え返されている。

イ男性」の中でも更なるマイノリティである「障害者のゲイ男性」に対しては、その問題を同じゲイ男性として「共有」していこうとする姿勢が読み取れる（ただ、障害者のランチへの健常者の会員の参加が少なくなっていったことが、のちの会報で記載されている（200104:11））。

ところで会報では1996年前後から、ゲイ男性の立場を必ずしも前提としない形で語るような記事内容がみられるようになる。「もし悩めるクローゼットの「ゲイ」や「トランスジェンダー」や「ヘルマフロダイト」の方々に、ここに「男」としかかけなかった人がいたら…。そういう人達の受け皿になりたいって、A団体は思ってたんじゃないっけ？」（199612:3）。こうした多様な「性的マイノリティ」の立場からの記述は96年頃から頻出していく⁽³⁾。

そして、こうした動きに沿うかのように、「トランスジェンダー」の存在が可視化しているように思われる。1997年1月の運営会議で、「ジェンダープロジェクト設立の提案」と題し、トランスジェンダーをサポートすることを含めたプロジェクトの設立が提案される（199702:7）。1997年6月には、「トランスジェンダーの自助グループ」が会内で活動を開始し、トランスジェンダー同士のピア・サポートやミーティング、企画のアナウンスが会報上でなされるようになる（199707:14）。また同年9月会報では「FTMピアサポートグループの集い」が発足することが告知されている（199709:18）。さらに1997年11月の学園祭企画では、「トランスジェンダー人生劇場」と題してトランスジェンダーの立場からの企画が打たれている（199712:1）。そして1998年春には、トランスジェンダーのランチが立ち上げられ、より可視化された活動を行うようになっていく。このように、トランスジェンダーも1997年以降に会内にその存在を明らかにしていくのである。

しかし、この時期のA団体において「トランスジェンダー」を包摂することに関する意見は、「障害者のゲイ男性」の包摂以上に多様で複雑であったように思われる。

まず会報で目立つのは、A団体が「性的マイノリティ」の団体へと生まれ変わり、トランスジェンダーも含めた多様な性的マイノリティ同士が問題「共有」や相互理解を深める場となるべきだと訴える主張である⁽⁴⁾。しかし、こうした多様な「性的マイノリティ」同士の共有やゲイ男性の自己変革を求める主張に対しては反論も多く、例えば会内へのそ

⁽³⁾ 他には（199509:4、199509:19、199511:12、199601:2）等。

⁽⁴⁾ 例えば、自身がトランスジェンダーであることをカミングアウトした当時のA団体代表が97年度の定期総会において、「A団体は、そんなゲイ・ゲッターをつくるのではなく、自分自身のセクシュアリティを正面から問い返し、相対化し、本当に受け入れるなかで、ヘテロ・セクシャルも含めた様々なセクシュアリティを持つ人びととともに、真の解放を実現する団体をめざすという方向性をもつことを望みます」（199704:6）と提起している。同様の主張は、以後繰り返し表れてきている（199709:11、199810:9-10等）。

の受容を一定程度認めてもまずゲイ男性の問題を段階的に訴えるべきとする意見もあったり⁽⁵⁾、「トランスジェンダー」や多様な「性的マイノリティ」との間での本来的な問題の違いを理由にあくまで「ゲイ男性」同士の繋がりを重視するような意見なども存在していた⁽⁶⁾。それ以外にも複雑な立場が交錯しているため、結局この時期のA団体としては「トランスジェンダー」やその他の「性的マイノリティ」の受容に対して「障害者のゲイ男性」の場合ほど明確な主張を打ち出せてはいないように思われる。そしてこの複雑な立場の交錯や衝突も影響し、A団体は、2000～01年にかけて内部で運営方針上の対立が目立つようになり、2001年4月に前年度の役員のほとんどが辞任するといった、団体解散の危機に直面している。

この危機に関してはこれ以上詳細に記述していくことはできないし、またそれは本稿の目的でもない。ただここで確認しておきたいことは、たとえ「トランスジェンダー」との真摯な問題共有やゲイ男性自身の自己変革の要請に対して複雑な意見や反発が存在していたとしても、しかしそれでもA団体の内に「トランスジェンダー」の居場所が作られていったという事実である。97年5月の会報で、この「トランスジェンダー」や「性的マイノリティ」の受容を巡る議論について、その抽象度の高さを批判した投稿者は、しかし最後に次のように投稿を締めくくっている。

「でも最後に一言だけ。[A団体]っていうマイノリティ集団の中で、やっぱりマイノリティーになっちゃって「痛み」を感じてる人達がいるのなら、少なくともその人達の「痛み」はわかってあげなくちゃいけないって、〇〇[投稿者]は思う。同じ「痛み」を感じることはできなくても、「痛み」を感じているっていう事実を理解することはできるはずでしょ？[A団体]が「組織の中のマイノリティーには冷たいマイノリティー集団」、じゃない事を信じたいんだけどなあ、〇〇としては」(199706:2)。

ここでは、同じ「痛み」を感じられないとしても、「痛み」を感じているという「事実」は理解できるのではないかと述べられている。つまり、「痛み」の「共有」ではなく「痛み」の「事実」を認めて会の境界内に存在を認めていくような志向は、(事後的な納得の場合もあったかもしれないが)やはりA団体の中に存在したとみることができるのではな

⁽⁵⁾ 例えば、98年頃には「[A団体の]活動の成果を踏まえて、「ゲイ」をキーワードとしてセクシュアリティの多様性を訴える」(199801:1)、「リベレーションのやり方の段階としてまずゲイの話を持ってくる」(199802:6)といった活動方針の記述が見られるが、これらはA団体に「多様なセクシュアリティが関わってきている」ことを認めたくえて、なお「ゲイ男性」の問題を(戦略的段階として)訴えていく必要性を論じているように思われる。

⁽⁶⁾ 実際にA団体が性的マイノリティの団体であるというニュアンスを強めていくにつれて、ゲイ男性の繋がりに拘る複数のゲイ男性のアクティビストが会の活動参加を控えていくことになっている。

いだろうか⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

そしてA団体は、2001年の解散危機を最終的には乗り越え、以後も存続していくことになるが、注目したいのはこのトラブルの後にA団体がその集まるあり方を変化させていることである。次項では、この2001年以降のA団体の変化と、さらにそこに「マイノリティの中のマイノリティ」へと会の境界を開いていくことの価値を同じく維持していくプロセスを確認していきたい。

(2) 2001年から2005年——〈個〉の性的少数者の繋がり——

2001年のトラブルを経過したA団体は、会のあり方をそれ以前から変化させている。その特徴を、単純化の批判を甘受し、二点にまとめたいと思う。一点目は、「ゲイ男性」のための団体から、多様な「性的少数者」が緩やかに結び付く団体へと、会全体の位置づけが変わることである。二点目は、こうした多様な性的マイノリティが緩やかに集う会全体の特徴とバッティングしない形で、ゲイ男性とトランスジェンダーの二つのサブ・グループが並存するようになることである。

まず一点目の、多様な性的マイノリティが集う団体への変化を見てみたい。その明確な指標は、2002年4月の定期総会で、会の正式名称が、「ゲイ」を使用するものから、そうしたアイデンティティ・ワードを使用しない名称へと変更されたことである。また、この団体の名称変更に伴い、それまでの会則に記載されてきた「ゲイ」という言葉が全て「セクシュアル・マイノリティ」という言葉へと置き換えられている。つまりここでは、A団体が、ゲイ男性の集まりから性的マイノリティの集まりへと変化したことが公式に宣言されている(200205:34)。また解散危機直後の2001年の会報には、セクシュアリティの多様性に焦点を当てる記事や、多様なセクシュアリティの人々が書く記事が数多く投稿されている⁽⁹⁾。

しかしこうした「性的マイノリティ」が集う団体へと変化しても、そこでは「性的マイ

⁽⁷⁾ ちなみに他の地域の団体では、あくまでも目的を「同性愛者」の問題共有に絞り、「トランスジェンダー」の問題を受け入れなかったものも見られる。

⁽⁸⁾ また、1999年5月から会報誌の構成がリニューアルされ、それに沿って会報に通底するようなテーマが運動の文脈から日常生活の文脈へと変化してきていることも触れておきたい。例えばリニューアル後には毎月特集が組まれるようになり、そのテーマは「オフタイムに生きる」「インターネットのある風景」「仕事、それが問題だ」「読書と言う体験」「病院へ行こう」等といったものであった。またこうした特集記事では、ゲイ男性に限らず多様な性的マイノリティの立場からの声が掲載されている。さらに同時期には、自治体の条例の策定過程への働きかけも見られ、ある会員の言葉を引用すれば、運動を「抗議型から提案型へ」移行させていこうとする傾向が見られる。そしてこうした日常の中で提案すべき課題を見出していこうとする方向は、2001年以後のA団体の傾向にも繋がる流れであるように思われる。

⁽⁹⁾ 例えば、(200109:1、200110:1-7、200201:2、200206:2)等。

ノリティ」同士の真摯な問題共有や自己変革が要請されていたわけではなかった。むしろそうした強い「共有」の志向は、会内にトラブルを引き起こすものとして忌避されていたように思われる。それは解散危機直後の会報記事の多くが、強度な共有志向や自己変革志向への明確な批判を提起していることにも示されているだろう (ex.200105:1-4)。つまりこの時期には、日常において様々な圧力を感じている「性的マイノリティ」同士が、強い問題共有や自己変革を前提としない形で、その抑圧に抵抗する姿勢に緩やかに共鳴していくような関係が主流ようになってきているように思われる。ここでは、こうした関係性を「〈個〉の性的少数者の繋がり」と表現しておきたい。

そして、A 団体におけるこうした「〈個〉の性的少数者の繋がり」を支え、その性的マイノリティ同士が互いにコミュニケーションをはかる際のハードルを下げるができるような言説も、この時期に確認することができる。それは「抵抗の言説」と名付けられるようなものである。

「このヘテロ当たり前、女らしさ、男らしさバンバン肯定します！のムードはやっぱりときどき気分悪くなつては来ます。・・・そんなことを払拭するように、ここにバイセクシャルの男女やら、トランスやらゲイレズやらを投入したらもっと面白いのにね、などと二人で夢物語を語り合うのでした」(200411:22)。

「いやしくもセクシュアリティを社会的な問題として扱うサークルにいる以上は、森岡〔正博〕さんぐらい腹を括って、自身の恥ずかしい話やつらい話を取上げて話題に上せるくらいの勇氣と表現力をもたないと、この先おそらくやっていけないだろうなあって予感がするわ」(200506:27)

こうした「抵抗の言説」は、規範的抑圧が存在する状況の中でも、そうした規範に強制されるマジョリティ前提の行為を、個人が抵抗的にずらしていくような営みを行っていること、それを互いに確認し合うような、そうした言説であると言える⁽¹⁰⁾。そして、こうした「抵抗の言説」は、2001 年以後の A 団体内で、性的マイノリティ同士の緩やかな結びつきを確認したり支持するための、主要な言説形式となっていくように思われる。

⁽¹⁰⁾「抵抗の言説」を分類する基準は、1) 性を特定の型に強制しそれ以外の型を不可視化するような社会的圧力が存在していることを前提とした上で、2) その圧力に抗して多様な性を開示することに価値を置く言説、とした。幾つかの分類例を挙げれば、まず(性的関係を不可視化する圧力の存在が示唆されずに)ただ具体的な性行為をあからさまに描写するだけの記述は「抵抗の言説」と見なさなかった。またゲイ向けセックスワーカーとの関係の記事についても、そこに同性愛関係を不可視化する圧力の存在が示唆されず、経済的駆け引きの関係としての読みが重視されているような場合は「抵抗の言説」には分類しなかった。さらに、パレードへの参加レポートにおいて、圧力に抗して開示する「カミングアウト」の意味がそこに見られず楽しさを強調することに重点がおかれているようにみえる記事は「抵抗の言説」には分類しなかった。後半の図 1 においては、この分類基準に基づいて「抵抗の言説」が計数されている。

次に二点目の特徴を考えてみたい。この2001年以後のA団体では、ゲイ男性同士、さらにはトランスジェンダー同士の集まりが消えてしまったわけではない。逆に、2001年5月の危機直後の会報では、それまで続いてきたトランスジェンダーのランチが閉鎖されることが宣言された直後に、新しく交流を目的としたトランスジェンダー同士のサロンを立ち上げることが表明されている。またその後2002年には、ゲイ男性同士が互いに集える場所として、ゲイ男性・バイセクシャル男性用のサロンを立ち上げることが表明されている(200206:16)⁽¹¹⁾。A団体は、団体全体としては多様な性的マイノリティが集う場所に变化していくように見えながら、しかし同時に、ゲイ男性とトランスジェンダーという二つの性的マイノリティの集まりが併存している状況も生み出していったといえる⁽¹²⁾。

しかし注意しておきたいのは、「ゲイ男性」や「トランスジェンダー」の集まりが存在していても、それらの集まりは必ずしも、ただ「ゲイ・アイデンティティ」(A団体発足当初のような)や「トランスジェンダー・アイデンティティ」(そういうものがあると仮定して)を持つ人々が集まる集いとは言えないことである。例えば、2001年以降、A団体において、新しく立ち上げられたゲイ男性の集いに参加する人々が重視するアイデンティティには、「30代以上のゲイ男性」という年齢の特徴が存在していたように思われる。それを示唆する内容は会報記事の中に見出すことができる。例えば、2002年9月のサロン報告では、「30代、どう生きる?」というテーマでゲイ男性同士が話し合ったことが報告されているが、そこには次のようなテーマ選択の動機が記載されている。

「また、世間では、これから働き盛り、社会の中心となってゆく30代を生きるゲイ・男性バイセクシュアルは、コミュニティの中では、必ずしも中心的な存在ではありません。むしろ、盛りを過ぎた人間として扱われるように、そして当人たちもそう思うようになるように私には感じられます。・・・当会にはいろいろな年齢の人がいるのですから、まだ30代になっていない人は30代の人々の生き様から学び、30代の方は自分の年齢をごまかさずに堂々と生き、そして30代を過ぎた人はその経験を後に続く人に伝えていってほしいと思います」(200209:9-10)⁽¹³⁾。

しかし、加齢とそれに伴う日常的課題に眼差しをむけるこうしたアイデンティティは、ある意味で限定されたものであるため、緩やかなカテゴリーであったともいえるだろう。

⁽¹¹⁾ ちなみに2001年までのA団体には「ゲイ男性のための」特定の場所はなかった。

⁽¹²⁾ なお障害者の集まりは2001年のトラブルをもって終了しているが、その後、2003年1月から障害者と性の問題をテーマにした連載が開始されている。

⁽¹³⁾ さらに2003年度に行われたA団体の年一度のクリスマス企画(後述)では、中年ゲイライフをテーマにした講演会が開催されている(200401:2)。さらに2004年には、「エイジング」をテーマにした定期刊行物が発行されている。

なぜなら、30代以上の人々が、30代以上であることだけで集合し明確な仲間意識を持つことは難しいだろうからである。しかしその限定された「ゲイ・アイデンティティ」であることは、逆に2001年以降のA団体の中で、そうしたゲイ男性の集いを作りやすくしたともいえるのではないだろうか。なぜなら、限定された緩やかな繋がりであるからこそ、その当時にA団体全体の主流な繋がりと考えられる緩やかな「〈個〉の性的少数者の繋がり」ともバッティングする可能性が低かったと考えられるからである⁽¹⁴⁾。

また1997年から2001年まで、トランスジェンダーは、医療や法制度に問題の解決を頼らざるを得ない自身の立場をある程度自覚しながらも、しかし同時にA団体内の当事者のグループやランチに集い、互いに日常的な辛さや困難を共有しあうような自助活動やピア・カウンセリングのような相互的サポートを行っていた。また前述したように、こうしたA団体に集うトランスジェンダーがゲイ男性と同じくジェンダー規範・異性愛主義からの差別的圧力を経験しているために、ゲイ男性とも問題共有していくことが可能だし、そうすべきであると考え人も存在していた。

しかし、2001年からトランスジェンダーのランチは名称変更し、以後は、悩みをお互いに深く共有しあうような自助活動や相互的サポートをしないことと、交流活動に限定して集まることが、会報において明確に宣言されている(200105:10)。そのことはA団体におけるトランスジェンダーの繋がりの方をある意味で「緩めた」側面があるように思われる⁽¹⁵⁾。また、その時期の世話人が「集まりの間ずっと医療の話ばかりしていた」と回顧するように、性別移行に関する医療技術や研究の報告、法制度に関する情報や、さらに日常的に直面する具体的問題の解決に関する情報交換(例えば日常生活への適応の知恵や、通名で口座作成するテクニックなど)などが中心的話題となっていくように思われる⁽¹⁶⁾。それは言い換えれば、2001年以降A団体に集うトランスジェンダーにおいては、自身の問題を(トランスジェンダー同士やゲイ男性との間で共有できるような)社会的抑圧から来るものとして捉える傾向や、相互のサポートを通じて対処する傾向が薄まり、逆に主に

⁽¹⁴⁾ この年齢区分にそったゲイ男性の集まりは翻って、少数ながらA団体に参加していた20代の若者同士による新しい会合を生み出すことになったように思われる(200210:16)。

⁽¹⁵⁾ サロンで毎回実施されるのは、参加者一人一人の自己紹介と近況報告であり(200202:5)、さらにそこはいつも「ミックス」の場として位置づけられていた(200203:5)。「サロンは、最近の出来事にはじまり、いろんなことを楽しくおしゃべりしています。お菓子を食べながら、あみ物をしながら、楽しいおしゃべりに参加しませんか？」(200202:6)

⁽¹⁶⁾ 会報からそうした話題の例をとりあげてみれば、医療技術や研究に関しては(200204:1)、また法制度に関しては(200307:19)、さらに日常生活への適応についての関心は、その当時サロンに恒常的に参加していた会員によるトランスジェンダーの日常的振る舞いに関するヒントを連載する記事が示唆的だろう。その連載第一回のテーマは「おつきあいの達人」(200206:22)、以後「人間の魅力」「自分のこと好きですか」「幸せへの道標」と続いていく。

制度や個人適応を通じて解決すべきものと理解する傾向がより強まっていく、ということだろう⁽¹⁷⁾。

そしてこのように、交流を目的とするような緩い繋がりが主流となり、さらに一定の個人解決を前提としてその情報交換や日常的対処の知恵の獲得などを目的とする傾向が強まっていくなら、その集いに参加するトランスジェンダー同士がなんらかの「アイデンティティ」を共有することはより難しくなるだろう。そしてその困難は、逆にいえば（ゲイ男性の場合と同じように）、2001年以後のA団体における「〈個〉の性的少数者の繋がり」の中で、それとバッティングせずにトランスジェンダー同士が集まることを容易にしていこうように思われるのである。

このように、2001～05年におけるA団体は、限定的な「アイデンティティ」を共有するゲイ男性同士の集まりや、トランスジェンダー同士の繋がりが併存していたが、ただ会全体は、マイノリティ中のマイノリティへと会の境界を開いてもいくような、〈個〉の性的マイノリティ同士の緩やかな繋がりと表現されうるように思われる。

結局1994年から2005年までの期間において確認できたのは、より多様な性的マイノリティへと会の境界を開いていくことは、A団体において批判しにくい前提であり続けていたということである。しかし最初に述べたように、A団体は2006年以後、この「マイノリティ中のマイノリティ」へと会を開いていく、という前提を、相対化し修正していくことになる。そしてそれは、A団体の「内／外」の境界が、規範を媒介にした解釈実践によって支えられるとは見なされ難くなってきていることを示しているように思われる。

IV 2006年から2008年——ジェンダーフリー批判と境界開放の方針の相対化——

本節から、2000年代後半のA団体における変化を見ていくことにする。この時期のA団体においては、前記したように、運動方針の修正が起こっている。それは、これまでA団体で維持されてきた、「マイノリティ中のマイノリティへと会を開く」という前提が、会内で相対化されていくことである。そしてこの相対化は、具体的にはA団体において、「ジェンダーフリー」思想の批判をその内に含んだ連続企画が開催されるプロセスと結び付いている。

⁽¹⁷⁾ ただそれでも、会報ではこうしたトランスジェンダーの問題の個人的解決への志向を笑い飛ばすような、自らを「いかさまGID」と名指す連載記事も開始されている（200403開始）。

A 団体が毎年開催する会の最大のイベントが、12月に行われる「クリスマス企画」である。この企画において開催される講演会について、各年ごとの企画内容を、2001年から並べて見たのが次の表1である。これを見ると、2007年から三回連続で「ジェンダーフリー批判」や「ジェンダー論批判」を中心的な内容にした講演会企画が開催されている⁽¹⁸⁾。この「ジェンダーフリー批判」の2007年度企画広報では次のような紹介がなされている。「近年、「ジェンダーフリー」に対する批判が起こっています。その中には悪質な中傷もありますが、「ジェンダーフリー」を推進する側にも、現実に即した理念と方法論が確立されていないという面もあります」(200711:7)。

表1 A 団体のクリスマス企画内容の変遷

年度	テーマ内容	年度	テーマ内容
2001	性的少数者のコミュニティ論	2006	エイズとゲイのライフスタイル
2002	婚姻制度批判	2007 (1)	ジェンダーフリー批判
2003	性的少数者のエイジング	2007 (2)	ジェンダーフリー批判と自由
2004	ジェンダー・セクシュアリティの平和学	2008	ジェンダー論の問題と現在の運動について
2005 (1)	トランスジェンダーの政治	2009	法律問題とライフプランの作成について
2005 (2)	ゲイのライフスタイル	2010	マネープランについて

よく知られている通り、2000年代に入り、「ジェンダーフリー」と呼ばれる運動や思想に対して、多くの批判や疑念が表明された。例えば産経新聞は、2002年4月にジェンダーフリーに批判的な記事を掲載し、それ以後も批判的な論陣を張り続けた。また、伝統的家族やジェンダー役割を擁護する保守派だけではなく、ジェンダー研究者からも、「ジェンダーフリー」の語義や運動方針の曖昧さに対する批判が提起されたりもした(山口2006)。A 団体の「ジェンダーフリー批判」関連の連続企画は、こうした外部の流れにある程度並行した形で行われた批判であると考えられる。

しかしなぜA 団体において「ジェンダーフリー」に対する批判がなされる必要があったのか。この時期のA 団体にとっては、「ジェンダーフリー」は、従来のA 団体の思想や運動論と深く関係しているものと見なされる傾向があり、それゆえにA 団体が「ジェンダーフリー」を批判することは、今までA 団体が前提としてきた思想や運動論自体を自己修正するような側面も含んでいた。例えば、このジェンダーフリー批判の連続企画を会員に伝える紹介文の中には、次のような一文がある。

⁽¹⁸⁾ 2007年度には12月の後、二ヶ月を置いて2月に、同じタイトルでの発展的企画が開催された。

「今回の連続企画では、これまでわたしたちが理論の基盤としてきた脱構築論的ジェンダー論を再検討するという大きな課題に取り組みました。たしかに、今振り返ってみれば激動の90年代を経て、この数年はジェンダー論ばかりでなく、ポストモダンの言説そのものが閉塞感に陥っているような印象を受けます。「ジェンダー」がポストモダンの重要なテーマであることには変わりなくとも、それが思想ゲームのようにわたしたちの手を離れてアカデミズムの机上で論じられる現状をみるにつけ、アクティビズムと結び付いた実効性の在る理論とは何かと考えざるを得ません」(200803:7) ⁽¹⁹⁾。

このように、ジェンダーフリー批判に関連する連続企画は、従来のA団体の運動方針を問いなおす試みでもあった。そしてその試みにおいて、改めて考察しなおすべき一つの論点とされていたのが、「マイノリティ中のマイノリティ」を会へと包摂すべき、という運動方針であった。A団体の「ジェンダーフリー批判」がこうした無条件の包摂への問い直しを一つの論点としていたことを示すため、連続企画における演者の主張や講演内容、そして企画に関連して会内に流通したテキストを取り上げてみたい。

まず、連続講演企画の三回全てに登壇した演者が著し、連続企画に向けて会内で予習するために輪読されたテキストには、つぎのような記述がみられる。「性的少数者間の関係において、ゲイがヘゲモニーを握り、他のマイノリティとの間に権力関係が生じている。だから他のマイノリティを排除することなく、意見を聞き入れなければならない、というロジックが現在でも強く存在します。自己批判も含めてですが、そのロジックを深慮なしに実践していたことを克服しなければならないと思いました」(伏見編 2004:15)。この演者によれば、「ジェンダーフリー」とは性別二元制を否認することを目指す運動であり(定21号 2011:94-5)、それゆえに性別二元制や性のカテゴリーを前提とする集まりの形を批判する運動とされる。しかし、「理論では「性別二元制」自体への批判や、同性愛者／異性愛者といった主体批判が行われていますが、現実においては多くの人にとって「性別二元制」は自明のものであり、また、同性愛／異性愛や両性愛という主体も自明のことです」(定21号 2011:103)と述べられ、こうしたジェンダーフリーの運動目標(性別や性のカテゴリーを否認すること)が、現実化不可能であることが演者によって強調されている⁽²⁰⁾。そして、こうした性別二元性や性のカテゴリーを否認・解体する目標が現実化不可能であることを強調することは、同時にそうした性別やカテゴリーから排除される人々を無条件に包摂す

⁽¹⁹⁾ 「脱構築論的ジェンダー論」という言葉は、表記から見ても、「ジェンダー」を脱構築してこうとする理論、つまり「ジェンダーフリー」の思想や運動を支える理論枠組みを指示しているものと考えられる。

⁽²⁰⁾ この点は、会内にも同様の主張が見られる(200812:2)。

るために境界を開いていく従来の方針の批判へと結び付いていくようにおもわれる⁽²¹⁾。

また、本稿の冒頭で挙げた伏見憲明の『欲望問題』は、A団体が毎月開催する読書会において、2007年4月から三回連続で輪読されている。そして、その文献も全三章のうちの一つの章を「ジェンダーフリーの不可解」と題してジェンダーフリー批判に充てている。その輪読された時期は、ジェンダーフリー連続企画の準備が進められている時期であり、それゆえこのテキストも連続企画の思想的基盤を幾分なりとも提供したように推察できる。

そしてこの文献の中には次の記述に代表されるような主張が散見される。「しかし、カテゴリー間の境界に存在するあいまいな人々に対して、境界線が暴力的に働くから、とか、共同性の規範によってそこに属する成員の中にも違和感なり抑圧感が生じているから、といった理由だけでは、その共同性なりアイデンティティは否定できないでしょう。」(伏見2007:149)。このコメントも、(上記の演者と同じように)カテゴリーの境界に存在するような、「マイノリティ中のマイノリティ」へと共同性の境界やアイデンティティを開いていく姿勢に対して、批判を提起していると考えられる。

つまり、こうしたテキストや発言はそれぞれ同じロジック——性的少数者の中でもさらなるマイノリティへと「境界」を開いていくべき——に対する批判を含んでいる。そのことは、今まではなかなか批判されたり問われることが難しかっただろう従来の方針に対して、それが批判対象とされるような言説が会内にも流通してきていることを示していると考えられる。

ただ、A団体の会報誌の中には、従来の方針を相対化したり別の見方もあることを示唆するような記事は見られても⁽²²⁾、こうした外部の演者たちほど「マイノリティの中のマイノリティ」へと会を開いていくべきという論理に対して明確な批判が見られるわけではない。2006年5月の会報では、A団体の中心であるゲイ男性の人々が会内でもより弱者である人々にもっと配慮をするべきではないか、とする批判が会HPの掲示板に書き込まれたことを受けて、一人の会員が反論を行っている。その反論は、「ゲイの大勢の関心(利害事項)は、「ヘテロとの人間関係に悩み」とかよりは、ゲイ内部の友達づくりとか恋愛の成否とかの方にシフトしていったらいいんじゃないでしょうか？」(200605:18)というものであった。ここでは(A団体も含めた)ゲイ男性がもうジェンダー・異性愛規範からの抑圧に画一的に曝されているわけではないこと、そして友達づくりとか恋愛といった個

⁽²¹⁾ また講演の質疑応答でも、繰り返し演者からこの「マイノリティの包摂」への批判が主張されている(定21号2011:97-99、110-111)。

⁽²²⁾ 例えば(定20号2007:3)等。

人的な問題に重点が置かれるようになってきていることが論じられており、そのことは、同じマイノリティであることを前提として会を開いていくべきとする批判があまり重視されなくなっていることを示しているように思われる。ただ、こうした記述が会報誌のなかに見られても、そこでは「マイノリティ中のマイノリティ」へと会を開いていくべき、とする論理がはっきりと批判されているとはいえない。それゆえ A 団体全体の視点からみれば、「マイノリティ中のマイノリティ」への対応において、従来のロジックを強く「批判」するような声だけでなく、別の見方も可能であるという形でその「相対化」や「修正」を行うべきとする声が見られるように思われる。

また、A 団体内でこうした「相対化」や「修正」が起こっていることを示唆するだろうデータを示しておきたい。それは、このジェンダーフリー批判の時期に、前述した「抵抗の言説」が会報から見えなくなっていく傾向である。会報記事の中で「抵抗の言説」を含んでいると見なされる記事数を、投稿記事数と共に計数してみると、2000 年代後半においてその出

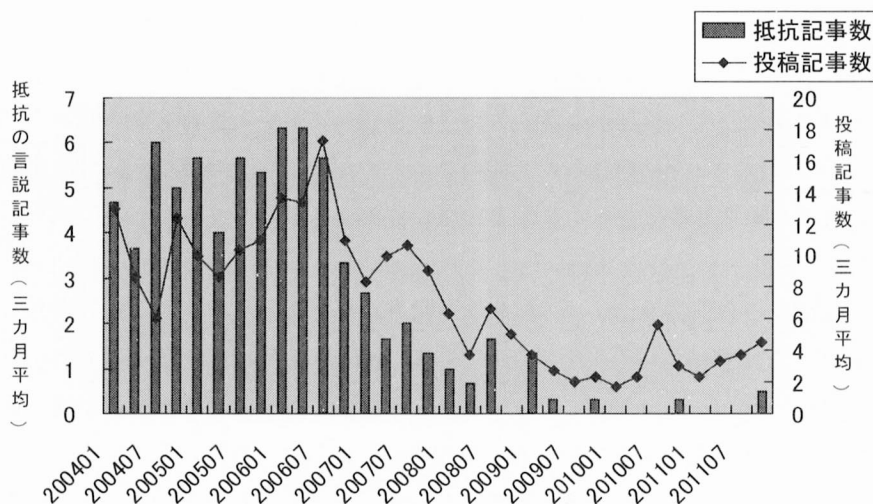


図1 「抵抗の言説」を含む記事数と投稿記事数の変化

現に変化が現れていることが分かる⁽²³⁾。

図1をみると、2006年の終盤から2007年初めに「抵抗の言説」は、その数を大きく減少させはじめ、2008年以後は会報の中ではほとんどといっていいぐらい目立たなくなって

⁽²³⁾ 「抵抗の言説」に分類する際の基準に際しては、注10参照。投稿記事数は、A 団体において毎月開催されるサロンや会報発送作業日等の連絡記事や会員への業務連絡、A 団体主催のイベント等の告知記事を除いた、会員の自発的投稿数を指している。

いく⁽²⁴⁾。この「抵抗の言説」が見えなくなっていくことは、社会的抑圧に対して多様なセクシュアリティのあり方をぶつけていく個々人の姿勢に共鳴していくような言説が、A団体の中で控えられるようになっていくことを示しているだろう。そしてそのことは、同じ社会的抑圧を受けているがゆえに「<個>の性的少数者」と結びつくとめ会の境界を開いていくという方針自体が「相対化」されていること（そしてそうした境界が抑圧的規範を参照した解釈実践によって引かれていると考えることが当然の前提とされなくなってきたこと）を示唆しているように思われる（規範の「底抜け」）。

さらに同時期には、その境界を、社会規範によって支えられるものとしてではなく、倫理的関係や経済的關係のように「隔時性」⁽²⁵⁾や一定の「自律性」を前提とした「自己／他者」の境界として理解することを勧めるような記述もみられる。「ゲイはゲイであるというだけで、「ピア」を感じ、お互いをアシストの対象とするような、そうした存在ではない。…今や現実にある「友人市場」・「恋愛市場」の中で、皆さんそれぞれ懸命に動いているわけだし、それしかないのではないか・・・とも」（200606：23-24）。こうした記述において示されているのは、A団体に集う人々同士が、規範から抑圧されたピアな関係というより、互いの間の「分断」「自律」を前提とした関係として見なされうる可能性ではないだろうか⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾。

本節では、ジェンダーフリー批判の分析を通じて、A団体において「マイノリティ中のマイノリティを包摂する」という運動方針の相対化が起こっていることを示した。そして、それはA団体の内／外の境界が、規範を媒介とした解釈実践によってのみ引かれているとは見なされなくなっていることを示しているだろう。しかし、互いに共通の規範的抑圧に曝されているという前提を相対化するだけでなく、さらに相互の間に「隔時性」や「自律」を見る見方を強調することは、A団体に従来の運動方針への問い直しを迫るだけでな

⁽²⁴⁾ この2006年の終盤から2007年の前半は、会内でジェンダーフリー批判連続企画に対する準備が始められ、さらに先にも述べた「ジェンダーフリー批判」をそのテーマに含んだ文献が毎月読書会のテーマ本として輪読され始める時期の直前である。

⁽²⁵⁾ 「隔時性」についてはエマニュエル・レヴィナス（1978=1999:32）などを参照。

⁽²⁶⁾ さらに、2008年度に会内部で共読された本が、「金融リテラシー」の方法論や「ゲイ・マネー」に関する書籍であったこともこうした新たな経済的關係に一定程度期待する見方が会内に流れていたことを示唆しているように思われる。

⁽²⁷⁾ 付言しておくべきなのは、倫理的・経済的なものへの関心は、2000年代後半において新たにA団体の中で意識されたのではなく、それ以前から活動の背景に常にこうした関心が存在していたことである。2000年代前半の会報にも、A団体を盛り上げるためにマーケティング手法を取り入れようとする連載（200209開始）や、さらに「ゲイの経済学」といった連載（200402開始）等が見られる。ただしかし、この時期までの倫理的経済的な関心は、性的マイノリティやゲイ、トランスジェンダーのピアな繋がりに対する批判や問い直しを伴ってはいなかったように思われる。

く、A 団体が存続する理由を今一度構想するという深い課題をも提起するのではないだろうか。なぜなら、(受容的であろうと批判的であろうと) 相互の関係を「断絶」や「自律」といった正義のフレームで見ることが、たとえ明確な規範的抑圧として説明することができなくとも存在するだろう日常の微細なセクシュアリティ規制の圧力を、個々人が私的に処理すべきものとして見なす事になりかねず、それゆえ A 団体のような空間に個々人が集合する意義や意味を不明にする危険が出てくると思われるからである。

そしてこうした会の存続理由を再構想するような状況において A 団体は、2009 年度に新たにライフプランと法制度に関する議論を行うことを目的としたクリスマス企画を組んでいる。このクリスマス企画は、いくらか実験的な試みでもあり、その企画内容に関しても、事前に練り上げられた一貫した思想的裏付けをもっている企画というより、状況の中で試行錯誤しながら立ちあげられてきたイベントである。そのため、ここではこの企画の経過に焦点を当てながら、規範の「底抜け」を前提としながらも、日常的なセクシュアリティの規制を共有していく課題をどのように A 団体が差し込んでいくのか、その可能性の中心をつかみ出してみたい。

V 2009 年——新たな性の共有の仕方の探求——

(1) 2009 年度企画の概要

2009 年度におけるクリスマス企画は、シングルで生きる人々や同性パートナーと生きる人々のライフプラン作成と、それに関係する問題への法制度的対処を目的として企画されることになった。

この企画が検討されはじめたのは、2009 年の春に会の内部で「制度」の問題を次回の講演会で取り上げたい、という意見があらわれてきた時だった。そして 2009 年 5 月に、この企画検討のミーティングにおいて、「個々人に自分のライフプランを作ってもらって、専門家と共にそれに対する障害や制度の問題を考えていくというのはどうか」という提案がなされる。7 月にタイトルが決定し、企画の対象が性的マイノリティではないこと、そして、「法制度をどのように変えるか」という観点ではなく、「動かさない法制度を個人がどのように利用するか」という観点から企画を打つことが決まる。

8 月には、講演者が、性的マイノリティの問題に長く関わってきた法律の専門家と政治家に決定する。また、『同性パートナー生活読本』(永易 2009) を参照しながら、同性パートナーと、またはシングルで生きることによる困難や問題の洗い出しを始める。このリサーチの結果、出てきた問題や論点に関してアンケートを作成することが決まる。さらに、個々

人のニーズを専門家に回答してもらう「相談会」ではなく、専門家にアドバイスや刺激をもらいながら、参加者自らが自分の「ライフプラン」を考えることが主要なコンセプトであることが確認される。10月から11月にかけて、他の性的少数者団体やHIV関係の団体へとアンケートの郵送を行い、返却されたアンケートを集計し取りまとめる。

そして12月に企画を開催、当日配られた企画説明には、企画コンセプトについて次のような説明がなされていた。

(コンセプト) セクシュアル・マイノリティの多くは、シングルで、あるいは同性のパートナーと生活しているため、従来の結婚・家族制度に基盤を置いた法制度の枠外に置かれていると言えます。例えば、戸籍上同性のカップルの場合、男女の結婚では保障されている財産の共有や、相手が入院した時に面会する権利が認められていない、などということがあります。／その他にも、就労、保険、社会保障、住宅、健康、相続など、ライフプランを設計する上で重要な事柄で不利益を蒙ることがあります。しかし、それに対応するための法律や社会制度に関する知識・知恵の蓄積や体系化が、いまだに十分になされているとは言えません。／本事業は、このような具体的な問題をどのように解決していくかを考えるものとします。

つまり、個々人で自らのライフプランをたててもらいながら、そこで見えてくる障害や不利益への対処を、専門家のアドバイスの下で考えていく、という企画だったといえる。ただ、実際に行われた講演会の内容と、企画検討段階との違いは、検討段階で上がっていた、「ライフプラン」を参加者が立てる機会は設定されなかったこと、またセクシュアルマイノリティが対象ではないという当初の予定とは幾分異なる形で、性的マイノリティ、特にゲイ男性に関して、人生を送っていく上で突き当たる問題点が箇条書き的に言上げされた、という点であった。

(2) 動かせない法制度

この2009年度のクリスマス企画においてまず注目しておかなければいけないのは、「動かせない法制度」という法に関する観点の導入である。この観点は、2000年代前半までのA団体の中でイメージされていた「法」に関する観点と異なっているように思われる。ここでは、1999年に実施された「法」によるセクシュアリティ規制をテーマにした企画と対比してみたい。

その企画は、1999年11月の大学祭イベントにおいて、A団体と大学側の学生有志との間で企画されたディベートである。この企画では、2010年という「未来」において、その時期に出現する様々な性に関する問題（性的マイノリティの顕在化、離婚率・シングル率の上昇、出生率の低下、性感染症の蔓延）を懸念した政府が、不特定多数との性行為を処罰する「公序良俗維持法」を制定する、という状況設定がなされた。そして、ハッテン場

においてセックスをしたためにその「公序良俗維持法」によって逮捕された青年の裁判で、弁護側と検察側が対決するという想定の下に、実際のディベート企画が実施された。

この時注目したいのは、この状況設定で導入された「公序良俗維持法」の内容である。上述した通り、「公序良俗維持法」は、不特定多数の性行為を処罰する法律、つまり私的とされる個人間の性的行為を規制する法律という側面を持っている。それは、フーコーの言葉を使えば規律訓練的な役割、つまり「規範」と区別されない「法」の位置づけを持つ。イベントのレポートでも、この「公序良俗維持法」の立場に立つ検察官側が、青年の行為を社会規範的な「常識」や「モラル」に反するものとして告発しているのが目立つ⁽²⁸⁾。このように1999年時点のこの企画においては、「法」は「規範」とははっきりと区別されていないようであり、それゆえに規範と同じようにその抑圧を共有したりそれへと答え返ししながら、その規制的压力を開いていくこともできるものとみなされていたようである⁽²⁹⁾。

それに対して、2009年企画において取り上げられている「法制度」は、「動かせない法」と見なされていたように、個々人がそれに対して答え返すことができるような位置づけを持つものとしては考えられていないようである。むしろ、その「法制度」は、個々人の解釈実践による答え返しのプロセスには還元できない形で、個々人を「統治」するものとして想定されているように思われる。それは、従来の法の理解とは違って、行政権力や専門家の主導の下に戦略的に操作される新しい統治的な法の理解が前提となって企画がうたれているということを示しているだろう。

(3) ライフプランニングと工夫の共有

しかし、もしそうした、規範の「底抜け」を受け入れる形での、法の理解の修正や変更が起こっているとしたら、やはり前記した倫理や経済的関係の志向と同じように、A団体においては、団体が存続しつづけることの前提自体を再考する課題が出てくるのではないだろうか。つまり、規範とは区別された新しい法制度の位置づけを導入することは、それを利用したり変えることができる「行政権力」や「専門家」と、それを変えられる見込みがみえにくい「アマチュア」との区分を何らかの形で導入することになるだろう。そして

⁽²⁸⁾ 「また、被告人の常軌を逸した行為は、社会秩序に少なからず影響を及ぼすに違いありません。というのも、社会秩序はその社会のメンバーが、同じ「常識」や「モラル」を共有することによって守られているのに、被告人のように「自分のルール」で行動する人間がいては秩序が乱れてしまいます」（定14号1999:36）等。

⁽²⁹⁾ さらに前年の98年には、国際法における同性愛者の位置づけをまとめた資料集がA団体から出版されているが、そこで問題として取り上げられている各国の法は、主に同性愛行為「自体」を犯罪とする法であった（資2号1998）。

そのことは、良い意味でアマチュアの運動団体であることを維持してきたA団体においては⁽³⁰⁾、アマチュアが集合するだけでは現実の状況を動かすことが難しいという結論によって、A団体に集合することの動機の希薄化を導く危険性があるのではないだろうか。そして、本稿において最終的に論じる必要があるのは、こうした相互の「断絶」「自律」や統治的「法」という観点の導入において、A団体があらためて性に関する日常的問題の共有の課題を差し入れていくやり方である。

その一つとして、まず注目したいのは、「ライフプラン」を立てるというように、長いスパンを眺める視点から、A団体に集う人々に共通の利害を見出して行こうとする方向性である。互いに共通の規範的文脈を持つのが難しいことを前提にするならば（規範の「底抜け」）、個々の行為や抑圧経験の意味を共有していくことのハードルは高まるだろう。しかしこの企画では、長期間にわたり性的指向や性自認さらに法制度のような状況が大きく変わらないことを前提にしたうえで、人生を総体的に見通す観点から、同性パートナーと共に暮らしたりシングルで生き抜く人々に共通に沈殿されていくだろうものとして、多様な利害を言上げることが行われているように見える⁽³¹⁾。当日会場において講演者から配られた資料を見てみよう。

その資料（表2）は、現在の婚姻関係を支える法制度や慣習を前提にしたうえで、シングルや同性同士の関係をとる者が人生の諸所の場面で突き当たるだろう問題を個々に言上げているようである。つまり、こうした項目は、シングルや同性パートナーと共に生きる人々同士が経験する可能性のある諸所の問題を、統一規範からの抑圧と解釈するのではなく、人生レベルの収支において、「同性愛者」や「性的マイノリティ」に共通の不利益として見なすために取りあげられているように見える。そのように人生のスパンでの共通経験を見出していくことが、A団体が今までとは別の形でその境界を引くことを助けているといえるのではないか。

さらにもう一つのやり方は、そうした見出される人生上の不利益や困難に対して、「動かせない法」を「利用」することで、それらに対処していこう、とする方向性である。「動かせない法」をいかに変えるか、ではなく、そうした「法」をいかに「利用」するか、という観点を取るならば、アマチュアの主体同士が法の利用に際する「工夫」や「知恵」を交換しあうことが重要になるだろう。またさらに、そうした動かせない法の利用に際して

⁽³⁰⁾「[ほとんどの会員は自身の]専門外の立場から会の活動分野にかかわるという「アマチュアリズム」を採ってきたことも…会の大きな特徴になっているという気がしています」(200607:25)。

⁽³¹⁾ こうした日常生活の中での不利益や障害に焦点を当てていこうとする姿勢は、「抗議型から提案型へ」という運動方針の変化（注8参照）においても存在していた。しかし、その時期においては、「ライフプラン」という観点からそうした問題や障害をまとめていく志向は見出されえないように思われる。

アドバイスをする専門家や行政権力側の人間も、性的マイノリティの問題に長く関わり事情に通じている人々が選ばれることで、この専門家・行政／アマチュア、という非対称な区分を明示的に導入することが避けられているように思われる⁽³²⁾。こうした形で、法を変えるのではなく利用すること、それと並行して専門家や行政の人間の外部性を緩めることという観点は、「動かせない法制度」という概念に配慮しながらも、A 団体において重視されてきたアマチュア同士の意見の交わし合いの意義を維持しようとするような一つの方法となっているように思われる。

表2 同性パートナーやシングルで生きる時に予測される将来的困難・問題

<p>○カップルで暮らす時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン、扶養控除、健康保険、遺族年金 / ・意識不明のときの治療方針の決定者→誰が本人の意思を明確にできるのか?→事前指示書 / ・医療情報の開示→家族だったらOK? <p>○別れる時。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(死別) 遺品・財産の帰属、葬式の主催者、遺骨・お墓、生命保険、契約関係：住宅賃貸契約、光熱水費・カード。 / ・(生き別れ) 海外で結婚していた場合の解消はどうなるのか? 片方は別れたくて、片方は別れたくない場合→異性愛の場合裁判所が判断 <p>○一人になったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護が必要になった時→自分らしく暮らせるための準備→老い支度(任意後見、自分の希望を明確にしておく) / ・生き倒れになっても、役所が面倒を見てくれる。 <p>○他人とともに暮らす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティをどう作っていくのか? 家族としてのゲイ(血縁)、住民としてのゲイ(地縁)：町会、マンション管理組合、行政(納税者・有権者) / ・ゲイ「コミュニティ」、同志的つながり(趣味・活動・お店)、リアル→バーチャル、人間関係が希薄化している? グループ→対一(ネット、ハッテン場) / ・住まい方、(集まって住む) 中野ゲイタウン化構想、コレクティブハウス、シェアハウス、マイノリティ向け老人ホーム <p>○その他の論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方行政とゲイライフ、教育現場、いじめ、セクシュアリティの受け入れ、HIV、メンタルヘルス / ・カミングアウトが果たす役割 / ・同性婚の是非、カップル優遇 vs 同等の権利・選択肢は持つべき / ・モノガミー(単婚)とポリガミー(複数婚) / ・長期と短期、経験・思い出の積重ね、熟成、安定←→多様な経験、新鮮、刺激的、自由 / ・同性Pカップルの子育て / ・ゲームーブメントの今後：パレード、映画祭、HIV、権利獲得、ゲイナイト
--

ただ、それでも付言しておくべきなのは、こうした長期の人生的な観点から、起こりう

⁽³²⁾ ただ、工夫を共有するという方向性に対して、こうして専門家や行政側の人間に必ずしも「外部」とはいえない人々を選ぶ方向性は、おそらく絶対的な条件とはいいがたいように思える。

る事象を自らに関わってくるものとして引き受けるためには、そうした未来において自身の性的指向や性自認が変わらないものとして想定でき、さらにそうした未来志向を支える一定のレベルでの身近な問題の自己処理ができること、つまり「自律」した主体であることが前提となってくるだろう点である⁽³³⁾。

このように、2009年度の企画では、規範による一枚岩の抑圧が想定されず（底抜け）、むしろ主体相互の「断絶」「自律」や統制的な「法」により、存在論的な境界づけが左右されていることを一程度配慮する志向が存在したといえる。そして、そうした配慮を前提としながらも、しかし、(a) 統一規範による抑圧の表れとして解釈が難しい多様な困難を、ライフプランという長期の視点からまとめて、同性愛者や性的マイノリティに共通の人生的経験として位置づける、(b) そうした人生上の困難に対して、統制的な法の下でアマチュア同士が工夫を共有し、アドバイスを受けるにしても専門家や行政の人間に必ずしも外部と見なされない人々を選ぶ、こうした試みが行われたといえるのではないか。もちろんこれは端緒の試みであるが、全国的な視野で見れば、同様の形式において、抑圧の共有の政治を差し入れていこうとする試みが出てきていることも確認することができる⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾。

⁽³³⁾ こうした形で新たな繋がりを見出そうとする試みに対しては、メインストリーム化という問題が提起されることはありうるかもしれない。ただ、人生というスパンでみた不利益は、長期にわたる性的指向や性自認の揺るぎなさの引き受けから見えてくる問題でもあり、それはセクシュアリティが規範媒介的に再生産されているというクイア的思考からは逆に見逃されがちな観点であるかもしれない。またフェミニズムの観点から女性／男性の存在論的な状況の違いをどう考慮するかという問題提起もありうるだろう。それは確かに配慮すべき重要な問題なのだが、ただゲイ男性とレズビアン女性の場合を考えていても、その活動が分かれることが実際には多く、その活動の分離という実態を詳細に考えることなく、一律に批判を適用することは現実的ではないようにも思われる。

⁽³⁴⁾ 例えば、東京では2010年度から毎月、同性愛者向けのライフプランやエイジングを考える会合が開催され、各回ごとに30名以上の参加者を集めている。

⁽³⁵⁾ ここで触れておかなければいけないのは、トランスジェンダーの2000年代後半の動向である。A団体においては、トランスジェンダーが集まるサロンが2012年12月現在でも月一回のペースで継続中である。しかし、トランスジェンダーがA団体内において可視化する程度は明確に低くなっている。サロンの参加人数も、2004年はまだ月二回の開催でそれぞれ20人以上もの人数が集まっていたが、2000年代後半には、月一回の開催でも一ケタから10人程度の人数に減少している。こうしたA団体内部におけるトランスジェンダーの可視化の程度の変化は、まず2003年に成立、2004年7月に施行された「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」の影響が挙げられると思われる。また2000年代後半のA団体における運動方針の転換は、性別移行前の状況にいるトランスジェンダーにとっては、参加のハードルを上昇させたのではないかと思われる。この時期のA団体におけるトランスジェンダーの動向や集合に関しては、資料や調査不足もあり、今後の課題としておきたい。

VI 結論

このように、2000年代後半のA団体の運動方針の相対化・修正とそれ以後A団体が実施した企画を辿ることによって、反差別運動とリベラルな正義との関係が逆転する状況の下で、いかにそうした「正義」のフレームに、日常性におけるセクシュアリティ規制の共有の問題が差し挟まれようとしているのか、その再編の一つの事例を見出すことができたように思われる。

最初の問題意識に戻れば、社会の「底抜け」の自覚の浸透と、(受容的にせよ批判的にせよ)「正義」のフレームの介入によって、性の政治の場面において、日常性における様々なセクシュアリティ規制の問題が軽視されてきている現状があると思われる。その中で、たとえ統一規範を前提として語るができなくてもそうした日常性のセクシュアリティ規制をいかに「正義」のフレームに差し入れていくことができるのか。このA団体での事例では、一方でA団体が、相互の「断絶」「自律」と「動かせない法制度」という前提に配慮しながら、他方で(1)倫理的・経済的繋がりにおいて意味の共有を諦める傾向を回避して、日常的なセクシュアリティ規制をライフプランの観点から同性愛者や性的マイノリティが被る問題としてまとめあげていく、さらに(2)「動かせない法制度」が要請する「専門家・行政/アマチュアの区分の導入」を回避し、アマチュア同士で法制度を利用するための工夫を共有する、そうした企画を作り上げることになったと言えるのではないか。

表3 セクシュアリティの日常的規制を共有するための戦略

倫理	「断絶」「自律」 → 配慮
	共有を重視しない関係性 → ライフプランの観点での問題共有
法	動かせない法制度 → 配慮
	行政・専門家との関係の強化 → 日常的工夫の共有、外部でない専門家

このようにA団体の試みが整理されるならば、別の形で「正義」のファクターとの関わりの中に、日常的なセクシュアリティ規制の問題を差し込んでいく試みを分析する可能性も開けてくるのではないだろうか。つまり、こうしたA団体の試みは、たとえ性を規制する統一規範の存在を前提として語るができにくい状況であっても、日常的なセクシュアリティ規制を言上げしながら「正義」のフレームに差し込んでいく試みが存在できる可能性を示しているとともに、さらに「正義」のフレームとの関わりの中で開かれる多様な性的政治の場を分析する可能性を開いていくものであると考えられる。

参考文献

- Butler, Judith, 2003, *Giving an account of oneself: a critique of ethical violence*, Van Gorcum Ltd, 2003. (= 佐藤嘉幸他訳, 二〇〇八, 『自分自身を説明すること』月曜社.)
- , 2004, *Precarious life: the powers of mourning and violence*, Verso, 2004. (= 本橋哲也訳, 二〇〇七, 『生のあやうさ：哀悼と暴力の政治学』以文社.)
- 伏見憲明編, 二〇〇四, 『ゲイという経験 増補版』ポット出版.
- 伏見憲明, 二〇〇七, 『欲望問題』ポット出版.
- , 二〇〇八, 『伏見徒然草 第59回』『Badi 11月号』テラ出版.
- Kymlicka, Will, 1995, *Multicultural citizenship: a liberal theory of minority rights*, Clarendon Press. (= 角田猛之他監訳, 一九九八, 『多文化時代の市民権：マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房.)
- Lévinas, Emmanuel, 1978, *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*, Martinus Nijhoff, Kluwer Academic Publishers B.V. (= 合田正人訳, 一九九九, 『存在の彼方へ』講談社学術文庫.)
- 宮台真司, 二〇〇八, 『日本の難点』幻冬舎新書.
- 永易至文, 二〇〇九, 『同性パートナー生活読本』緑風出版.
- 山口知美, 二〇〇六, 『「ジェンダーフリー」論争とフェミニズム運動の失われた10年』, 双風舎編集部編, 『バックラッシュ! : なぜジェンダーフリーは叩かれたのか?』双風舎.

謝辞

この論考のためにお世話になったA団体の方々、また貴重な指摘を頂いた先生方、院生の方々に、深くお礼申し上げます。

(とかじ たみお・G-COE 研究員)

“Bottomless” Norm and Restructuring of the Space of Sexual Politics

Tamio TOKAJI

This paper reports on the changes experienced in sexual minority identity politics in Japan in the 21st century.

In Japanese sexual minority politics, identity politics – sharing experiences of oppression by members of the social norm – was once very important. However, a feeling of evasion about the sharing of such oppressive experiences has been spreading in the sexual minority community in recent years (“Bottomless Norm”). Simultaneously, the frame of “justice”, such as the legal system and ethics, is newly entering sexual minority politics.

However, considering that there are still many people who have not “come out” in everyday life, it cannot be said that in everyday life oppression about sexuality has disappeared. So, the necessity of sharing the oppression of everyday life exists also in the new frame of “justice.”

In this paper, the liberation group of a sexual minority in Osaka is surveyed. In this group, the criticism of deeply sharing oppressive experience arose late in the 2000's. The principal event introducing sharing about sexual oppression in the frame of new “justice” occurred in 2009. I would like to show that sharing of a sexual problem may be carried out in a new form in the frame of “justice”, such as law and ethics.